

小布施町農業委員会議事録

- 1 招集通知年月日 令和4年10月20日
- 2 開会年月日、時間 令和4年10月31日 午後2時00分
- 3 会場 小布施町公民館 講堂
- 4 委員総数 14名
うち農業委員8名、農地利用最適化推進委員6名
- 5 出席委員数
・農業委員 7名
小林 春代 岩崎 博行 平松 幸明 島津 忠昭 小林 広幸
牧 けい子 関口 実夫
・農地利用最適化推進委員 5名
本間 広之 桐原 幹男 鶴田 修一 金井 和男 関谷 正治
- 6 欠席委員 2名
三田 和彦 浅岡 久志
- 7 議長氏名 島津 忠昭
- 8 事務局出席者 宮崎 貴司 草間 愉佳子
- 9 会議の附議事項
議案 第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案 第20号 農用地利用集積計画の決定について
報告 第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 10 会議の顛末

事務局：開会（午後2時00分）

議長：委員総数8名 出席者7名で定足数に達しておりますので、ただ今より10月定例総会を開会いたします。

はじめに、小布施町農業委員会会議規則第41条に規定する議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員ですが、1番小林春代委員、3番岩崎博行委員の両名をお願いします。

それでは、これより審議に入ります。

議案第19号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：では、番号1について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 1 ページをご覧ください。申請地は、矢島交差点の近くにある揚水機場から南東の区域内にあります。貸付人は町内の社会福祉法人、借受人は須坂市の方です。この畑は、今年 2 月頃までは借受人自身が所有していました。また、他にも何か所か農地を借りたりして果樹を栽培していましたが、当時、体調を崩したために町内の耕作地はすべて売却や契約解除をして手放しました。現在はとりあえず病気の療養が済みまして、できることから農作業を再開されているそうです。

この案件は、現在の所有者である社会福祉法人からかつての所有者が土地を借りる形でもう一度耕作したい、というものです。労力は基本的に本人 1 名で、忙しくなる時期には友人が手伝いに来てくれるとのこと。自宅からの距離は車で約 20 分とのこと。農機具の保有状況については、軽トラック、乗用草刈機を 1 台ずつ所有し、SS はリースされています。そして今後、耕運機と動噴を購入する予定となっています。

申請地は 2 月の売却時点から現在に至るまで変わらずブルーン畑であり、借受人は現在、この申請地の耕作に関わっているという状況です。今後もそのままブルーンの栽培を継続する計画になっています。まずは 1 カ所からということですが、耕作を再開しても良いかと考えます。

議長：これにつきまして質問ございますか。

議長：確認ですが、賃借権の設定なので所有権は貸付人の方であって、前に所有者だけ借りに作る、ということですね。

事務局：はい、そのとおりです。

議長：この他ご質問ありましたらお願い致します。

—質問—

議長：質問が無ければ番号 1 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 1 は許可とします。

続いて、番号 2 および番号 3 について、関連していますので一括して 11 番本間委員より説明をお願い致します。

本間委員：この土地は 50 年くらい前の先代の時から口約束により交換した状態でお互い耕作してきたものです。相互交換にしては面積が異なるのですが、これは、口約束で交換して耕作を始めた後で高速道路の建設のための用地買収があって、その時点で差額については解消しているそうですので、互いの面積はこの状態での交換ということになります。

2 軒とも専業農家でございます、たまたまそれぞれの土地の周囲にはお互いの所有地や耕作地だったもんですから集約する意味で交換して、口約束した時から世代も変わりますので、これから先のことを考えて、お互いに正式に所有地とするように処理をしようということになりました。以上です。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号 2 および番号 3 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 2 および番号 3 は許可とします。

続いて、番号 4 について、10 番浅岡委員がご欠席につき、代わりに事務局より説明願います。

事務局：地図は 3 ページをご覧ください。申請者はいずれも押羽にお住まいの方です。

地図資料をご覧くださいと、とても小さい筆で分かりにくいのですが、白い屋根が北部体育館から真下に下ってきたところとあり、その西側に細い長方形とその下に続く小さな三角形がありまして、そこが申請地となっています。

今回の案件は、この白い屋根がビニールハウスで、花を栽培している施設になっているのですが、そのハウスの骨組みが越境して建てられてしまっているということが、あることにより判明したので、その越境を正すため、ハウスを動かすのではなくこの土地の所有者の方をお願いをして、所有権移転という形をとって状態を綺麗にしようというものです。

譲受人についての情報ですが、この方はこの申請地まではご自宅から 2、3 分のところにお住まいです。そして労働力は、ご本人と妻と、別に住んでいる息子さんがいらっしゃってそのご夫婦ということで、計 4 名が登録となっています。農機具の保有状況については軽トラック 3 台、草刈り機 2 台、トラックが 1 台とトラクターが 1 台ということで、揃っています。

この申請が許可になりましても現状が変わるわけではありませぬので、譲受人にもし所有権が移転された後も、このままハウスの中で花卉の栽培を続けるという予定ですので、状況に変更は生じないということで、周辺農地への影響も起こらないものと考えております。以上です。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号 4 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 4 は許可とします。

議長：次に、議案第 20 号、農用地利用集積計画の決定について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：それでは、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 4 ページをご覧ください。申請地はおぶせフラワーセンターの北側と南側の区域内に 2 筆ずつ分かれて所在しています。貸付人は羽場の方、借受人は中条の方です。

貸付人はお勤めされていて、所有農地すべてには手が回らないため、今回の申請地以外

の農地についても既に貸し付けている所があります。また、借受人の方は、妻が貸付人の家の実家という状況であり、その関係性から、このたび貸付人に代わって耕作をしてくれることになったものです。

借受人の営農状況についてですが、所有地が 5 反 5 畝、借受地が 1 反 6 畝あり、主にブドウを栽培されています。労力は本人と家族 2 名の計 3 名となっています。所有する農機具は、SS、乗用草刈機、棚下作業車、肥料散布機が各 1 台となっています。距離は、中条から押羽までなので車で 10 分以内です。申請地は現在更地となっていますが、借受人はここでブドウを栽培する計画です。

問題と思われる点は特段ないと考えます。以上です。

議長：これにつきまして質問等ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 1 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は決定とします。

議長：次に、報告第 9 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 2 ページをご覧ください。該当地は、飯田の農免道路とバイパスの交差点の近くに位置しています。別の方との間で土地の交換をする話がまとまったため、現在の使用貸借契約を合意解約したものです。

詳細については、先ほどの議案第 19 号番号 2 および 3 において、11 番本間委員よりご説明いただきましたとおりです。以上です。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。

議長：以上を持ちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

閉会 (午後 2 時 11 分)

以上、会議の顛末を記録して議事録署名委員と共に署名する。

令和4年10月31日

小布施町農業委員会長

議事録署名委員

議事録署名委員